

第3章 考査・試験・成績等及び単位の授与

(1) 考査

授業科目の単位の認定は、考査の結果に基づいて行われます。

考査に合格すると単位が認定されます。

考査は、学期末に実施される定期試験によって行われるのが原則ですが、論文やレポート、その他の方法により行われることもあります。

ただし、授業科目によっては随時に試験（小テストや中間試験）を行うことがあります。

(2) 定期試験

定期試験は、学期末（定期試験期間）に行われる試験のことです。授業時間割とは別に試験時間割が発表されますので、その試験時間割に従って受験しなければなりません。

ただし、授業科目によっては、定期試験期間外に定期試験に代わる試験が実施されることもあります。定期試験期間以外の試験及び論文やレポート提出等については、授業中又は掲示等によって通知されますので授業に出席し、かつ掲示をよく確認することが不可欠です。また、出席状況が不良の場合、授業担当教員の判断により受験資格が与えられないことがあり、“失格”となりますので注意してください。なお、授業には出席したが試験を受験できなかった者は“欠席”となります。定期試験を欠席した者で追受験を希望する場合は、以下の(3)の手続きが必要となります。

(3) 追試験

追試験は、何らかの理由で定期試験を受けられなかった者（欠席者）に対して時期を改めて行われる試験のことです。次のいずれかの事由により各学期末に行われる試験を受けることができなかった者が、原則として、定期試験期間終了後1週間以内に証明書等（病気にあっては診断書）を添えて「追試験願」を提出した場合には、追試験（レポート、その他の方法により行うものを含む）を行うことがあります。本人の不注意（寝過ごし、時間割誤認など）等の自己責任によるものは、認められません。追試験の実施は、各授業担当教員の判断に任せられており、必ず実施されるとは限りません。

- ① 病気・負傷
- ② 忌引
- ③ 交通機関の遅延・予定外の運休
- ④ 不慮の災害
- ⑤ その他、やむを得ない事由とみとめられるもの

(4) 再試験

再試験は、考査に合格しなかった者に対して再評価のために行われる試験のことです。

再試験の実施は、授業担当教員の判断に任せられており、必ず実施されるとは限りません。受験対象者は、定期試験で不合格（評語D）の者です。“失格”の者には受験資格がありません。なお、“欠席”の者については、各担当教員の判断により受験資格が与えられることがあります。

なお、次学期以降に実施される再試験の受験希望者は、通常の授業科目と同様に、集中講義としてNU-Webシステムに設定された当該科目の履修登録をしなければなりません。

履修登録済みの者について担当教員が受験資格を与えます。試験の行われる日時は、掲示等で通知されます。

工学部共通科目について再試験を行う場合には、事前に掲示にて再試験時間割を発表します。